

し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組みとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。
ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ確かな情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行い

やすい社会環境の整備に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本計画

(基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(健康教育の充実等)

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実を努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材育成)

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

る。

(調査研究等)

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(健康づくりの日)

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

(表彰等)

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っている者と認められる者を公表し、又は表彰することができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第四章 重点的施策

(生活習慣病の予防)

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持及び自殺の予防)

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

(健全な食生活の実現)

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の特長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

第五章 秋田県健康づくり審議会

（設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
（会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項(以下「分科会の所掌事項」という。)のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「部会の所掌事項」という。)を調査審議させるため、専門委員を置く。

4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。

6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。

7 第二十二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三条第二項から第四項まで及び前条の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(委任規定)

第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に健康増進法第八条第一項の規定により定められている計画は、第八条の規定により定められた基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「結核診査協議会の委員」を

「健康づくり審議会の委員及び専門委員

結核診査協議会の委員

に改める。

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十七号

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業使用料等徴収条例(昭和二十九年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二号の表脳・循環器機能健康診査の項の次に次のように加える。

弗素十八フルオロデオキシグルコースによる陽電子断層撮影健康診査

一人につき

100,000円

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県社会奉仕活動基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十八号

秋田県社会奉仕活動基金条例の一部を改正する条例

秋田県社会奉仕活動基金条例(平成二年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「支援する」を「支援し、及び社会奉仕活動の促進に関する事業に充てる」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県安全・安心まちづくり条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第十九号

秋田県安全・安心まちづくり条例

安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、すべての県民の共通の願いである。

近年、国際化、都市化及び高齢化の進展等の社会情勢の変化を背景として、全国的に犯罪の発生件数が増加し、その内容も凶悪化の傾向にある。本県においても、生活の多様化等に伴い人間関係が希薄化しつつある中で、様々な犯罪の発生が、県民に不安を与え、将来を担う子供たちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況にある。

このような現状に対応するため、私たちは、自らの課題として防犯意識を高め、県民一人ひとりが人と人とのきずなを大切にしながら、互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる地域社会を築いていく必要がある。

高齢化の進展が著しい本県にあって、豊かな知識と経験を有する高齢者の参加を積極的に求め、地域が一体となった防犯のための活動を推進するとともに、積雪地域としての防犯対策等に取り組むなど、本県の特徴を考慮しつつ、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めていかなければならない。

ここに、私たちのふるさとが、住む人にとっても、訪れる人にとっても、誰にとっても安全な地域として将来に引き継がれていくよう、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全・安心まちづくり(地域社会における県民及び事業者等による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他犯罪の防止に必要な取組をいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 安全・安心まちづくりは、県民及び事業者が自ら犯罪の防止に関する理解を深めるとともに、県、県民及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において相互に連携し、及び協力することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村と連携し、県民及び事業者の協力を得て、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 県は、安全・安心まちづくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心まちづくりを行う意欲を高めるため、安全・安心まちづくりの日を設けるほか、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 安全・安心まちづくりの日は、十月十一日とする。

(県民等に対する支援)

第七条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する自治会、老人クラブ、ボランティア団体その他の団体が自発的に行う安全・安心まちづくりを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童等の安全教育の充実)

第八条 県は、児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)に対し、犯罪による被害を受けないようにするための教育を充実するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第九条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)における児童等に対する犯罪を防止するための必要な措置に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)